

中東・アフリカ地域の知的財産の最新動向



特許庁審査第三部審査官（医療（医薬品製剤））
（前 独立行政法人 日本貿易振興機構（JETRO）ドバイ事務所 知的財産権部長）
関 景輔（Keisuke Seki）

〈要約〉本稿では、中東・アフリカ地域の知的財産の全体像、主要な国・機関のトピックを紹介し、当地の知的財産に関する最新の動向を紹介する。

1. はじめに

本稿は、JETROが2024年3月に実施した「海外知的財産権最新情勢セミナー」の内容を基に、直近2年間の情報を中心に最新情報を反映したものである¹。中東・アフリカ地域の知財全体像を俯瞰した後、主要な国や機関の知財トピックや模倣品問題の動向を紹介する。なお、北アフリカ地域はアフリカに含める区分けを採用している。

2. 中東・アフリカ地域の知財全体像

(1) イノベーション環境

世界知的所有権機関（WIPO）が毎年発行しているイノベーション環境の総合的なランキング2023年版「Global Innovation Index」²では、13位の日本に対して、中東・アフリカ共に中位から下位の国が大半である。中東では経済の中心地であるドバイを擁するUAEが32位とトップで、トルコが39位、サウジアラビアが48位と続く。中東地域は全体として長期的に順位が上昇傾向にある。他方、アフリカでは、同地域で最も経済規模が大きく日本企業の進

出が多い南アフリカでも59位にとどまる。

(2) 知財認知度

WIPOが2023年9月に公表した知財の認知度調査³では、知財は経済にプラスの影響を与えると認識している回答者の割合は、サウジアラビアやUAEを含む「アジア太平洋諸国」（平均76%）や「アフリカ諸国」（平均70%）の方が、北米を含む「西欧およびその他諸国」（平均56%）よりも高かった。「西欧およびその他諸国」に分類されているトルコも70%を超えている。本調査は、世界50カ国の18～65歳を対象に、ウェブでインタビューした2万5,000件の回答に基づく。「アフリカ諸国」はアルジェリア、アンゴラ、エジプト、ガーナ、ケニア、モザンビーク、ナイジェリア、セネガル、南アフリカ、タンザニアが対象となった。中東アフリカ地域で、知的財産が経済に対して前向きに捉えられていることを明らかにする結果である。他方、同調査では、中東アフリカを含む全地域で、若年層の知的財産に関する認知度指数が低いため、普及強化が提言

関 景輔（Keisuke Seki） 特許庁審査第三部審査官（医療（医薬品製剤））
（前 独立行政法人 日本貿易振興機構（JETRO）ドバイ事務所 知的財産権部長）

2006年特許庁入庁。医薬・バイオテクノロジー分野の特許審査に従事するほか、審判部審判課、米国ニューハンプシャー大学ロースクール（旧フランクリンピアスローセンター）留学（LL.M.）、総務部制度審議室、一橋大学大学院法学研究科ビジネスロー専攻出向（准教授）を経て、2021年6月から2024年7月まで日本貿易振興機構（JETRO）ドバイ知的財産権部長。同年8月より現職。

1 過去の記事として、関景輔「中東・アフリカ地域の知的財産の最新動向」IPジャーナル22号64頁（2022年）、関景輔「中東・アフリカ地域の知的財産の最新動向」Japio YEARBOOK 2022 114頁（2022年）

2 WIPO, Global Innovation Index (GII) (2023年9月)

3 WIPO Pulse, Global intellectual property perception survey 2023 (2023年9月)

されている。

(3) グリーン関連と知財の動き

脱炭素の動きが加速している中東では、近年、グリーン文脈で知財への言及が見られる。UAEでは、「UAEグリーンアジェンダ2030」でグリーン経済移行の主要な側面を網羅する要素として知的財産権が特記されている。サウジアラビア知的財産総局(SAIP)はグリーン関連技術(風力エネルギー、CO2回収・貯留技術、水素燃料技術)の特許出願分析を2024年5月と2022年7月に公表している。エジプトでは、2022年9月に公表した国家知的財産戦略で知財が持続可能な低炭素経済への移行を支援し推進するために不可欠であると謳う。他方、グリーンビジネスが活発化するアフリカでは知財に焦点を当てた包括的なグリーン政策は見当たらない。

(4) メタバース関連の知財動向

メタバース関連の議論は中東ではUAEとサウジアラビアで先行している。UAEでは、メタバース関連の知的財産の保護を重要分野の1つとして挙げる⁴。サウジアラビアのSAIPでは、2022年9月に制定した国家知財戦略で新たに対応すべき知財の問題としてAIやブロックチェーンと並びメタバース関連技術を明記している。他方で、アフリカの政府レベルでは特段の動きは見られない。

(5) 米国スペシャル301条報告書による評価

米国通商代表部(USTR)が1974年改正通商法に基づき、知的財産の保護・執行・公正かつ公平な市場アクセスに問題のある国を毎年指定するスペシャル301条報告書の2024年版⁵で、中東アフリカ地域では昨年より加除はなかった。2022年にはサウジアラビアが優先監視国から外れ、2021年にはUAEが監視国から削除されていた。2024年版ではそれぞれ、知財執行の強化や知財保護に関する方針などが評価されている。その一方、地域で昨年から

表1 中東・アフリカへの出願件数が世界全体に占める割合

(2022年)	中東	アフリカ	日本
特許	1.4 % 48,369件	0.7 % 16,400件	8.4 % 289,530件
意匠	2.9 % 33,389件	0.8 % 8,700件	2.7 % 30,438件
商標	4.0 % 471,040件	1.4 % 163,170件	1.4 % 168,381件

中東：以下の合計数(イラン、イラク、イスラエル、ヨルダン、レバノン、シリア、トルコ、イエメン、GCC6カ国、GCC特許庁)

アフリカ：Africa

母数：World(トルコの件数をTURKPATENTのデータで補正)

(出典) WIPO IP Statistics Data Center(2023年3月)。トルコのみTURKPATENT

ら引き続き監視国に指定された3カ国(エジプト、トルコ、アルジェリア)は模倣品や海賊版の対応の不足さが指摘された。リスト外では、5カ国(イラク、南アフリカ、ケニア、ナイジェリア、モーリシャス)で知財保護の問題点が挙げられている。

(6) 知財の出願件数

世界全体に占める出願件数の割合では、中東・アフリカ共に、商標の割合が特許よりも圧倒的に多いのが特徴的で、商標の総件数は日本に匹敵する(表1)。

(7) 国内出願件数上位国(特許・意匠・商標)

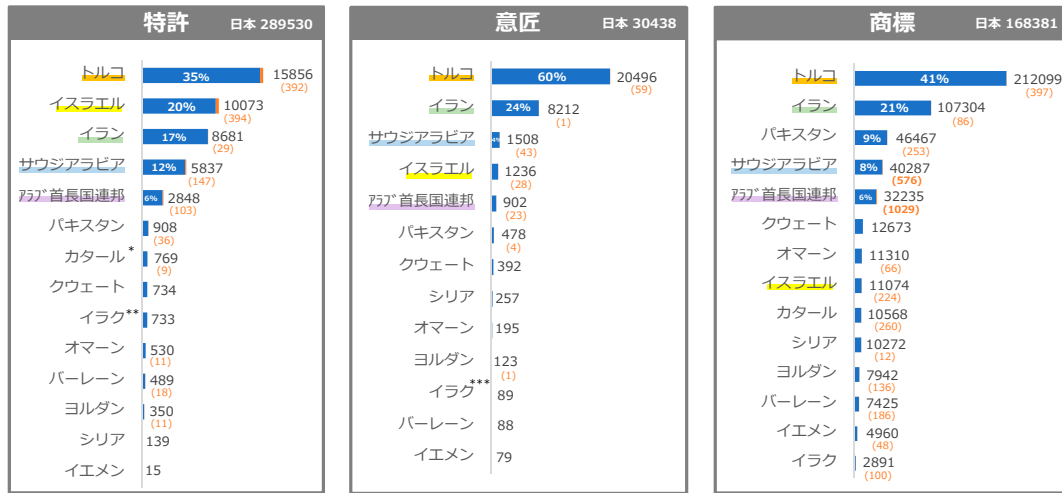
中東では、トルコ、イスラエル、イランへの出願件数が圧倒的である(表2-1)。他方、日本企業の進出数が346社(2022年)と中東で最も多いUAEと、同進出数が110社のサウジアラビアでの件数規模はいずれも相対的に少ないが、近年出願件数は増加傾向にある。アフリカでは、経済規模の大きい南アフリカ、エジプト、モロッコ、アルジェリア、ナイ

4 UAE, Responsible Metaverse Self-Governance Framework(2023年10月)

5 USTR, 2024 Special 301 Report(2024年4月)

表2-1 中東地域への出願数上位国

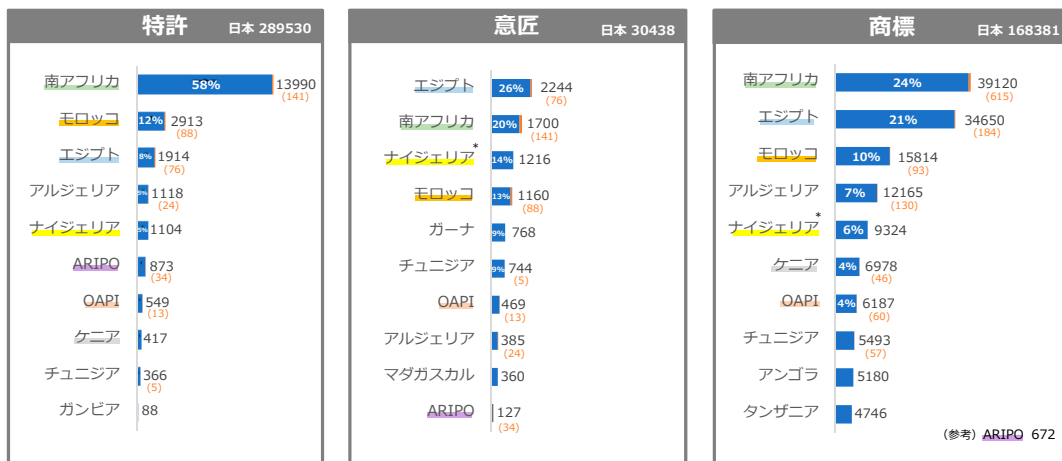
・2022年データ（「*」2021年、「**」2020年、「***」2018年）
 ・（ ）内・日本からの出願、未表示- データなし又はゼロ
 ・% 中東の出願全体に占める割合



(参考) GCC特許庁** 2343 (55) WIPO IP Statistics Data Center (2023年12月更新) トルコ特許のみTURKPATENT

表2-2 アフリカ地域への出願数上位国

・2022年データ 「*」は2020年
 ・（ ）内・日本からの出願、未表示- データなし又はゼロ
 ・% アフリカの出願全体に占める割合



WIPO IP Statistics Data Center (2023年12月更新)

ジェリアが出願数上位であるが絶対数は中東より少ない（表2-2）。日本からの出願はいずれの地域でも少数で、商標が中心である。

(8) 国際出願件数の上位国（特許・意匠・商標）

PCT出願を見ると、中東では、一部の国からの件数が突出しており（2022年：イスラエル1,968件、トルコ、1,771件、サウジアラビア471件、イラン

354件）、近年増加傾向にある。アフリカでは、南アフリカからの出願が若干見られる程度である。PCT出願件数の上位3カ国の上位出願人は、イスラエルは複数の大学・研究機関、トルコは家電メーカーのアルチェリク社、サウジアラビアはサウジアラムコ社とアブドラ王立科学技術大学である。イラクは多数の個人と企業が少数出願人が占めている。意匠と商標では、トルコでハーグ協定とマドリッド協定議定書経由の件数がそれぞれ173件（2022年）、

1,794件（2023年）と突出し、中東アフリカ全体として両条約経由の出願件数は少ない。

(9) 主要な知的財産庁の実体審査

特許と商標の実体審査では、中東とアフリカの主要国や広域の知的財産庁でおおむね導入が進んでいる（中東：UAE、サウジアラビア、イラン、トルコ、GCC特許庁、アフリカ：エジプト、モロッコ、ケニア、ARIPO）。南アフリカとOAPIでも商標の実体審査は導入済みで、特許はそれぞれ未定、2025年1月の見込みで導入が予定されている。なお、審査官数は、トルコが300人弱である一方、その他の主要国・広域知財庁では現状、おおむね10人から100人台と小規模である。

3. 中東の知財制度トピック

(1) GCC特許庁の役割の変化

GCC特許の新規出願受付が2021年1月に停止され⁶、GCC特許庁は現在、GCC加盟国の特許出願の審査業務（出願受付、審査、特許付与）を代行する機関となっている。いずれの段階を要請するかは各加盟国が選択するしくみである。規則・細則は共に2022年2月1日に発効した。バーレーンとクウェートが2023年1月1日、カタールが同年7月1日より出願受付と審査をGCC特許庁に代行を要請し、特許付与は自国知財機関で行っている⁷。

GCC特許庁の新長官には元サウジアラビア知的財産総局（SAIP）高官のアフマド・アルマシャディ氏が2024年1月に着任した。両機関は同年4月には特許分野における共同協力の側面を協議するなど関係性を深めている。

(2) UAEの知的財産体制の強化

① 知財部門を集約

UAEでは2023年8月1日、経済省の組織改編に

よって知的財産に関する機能を1つの部局に集約し、知的財産部門を創設した⁸。同部門を所管する新設の次官補には、元ドバイ警察のアブデルラフマン・ハッサン・アルムアイニ氏が就任している。これまでUAEでは、商標・著作権関連は商務規制部門、特許関連は起業家精神・中小企業開発部門に分かれていて、異なる次官補の管轄下にあった。UAE経済省へのヒアリングによると、本統合には、審査体制の整備など、知的財産に関する機能を強化する狙いがある。

② 知的財産の新イニシアチブ

UAE経済省は2024年2月7日、知的財産に関する11項目のイニシアチブを含む新たな方針を次のとおり発表した⁹。本方針で特筆すべきは、自国民審査官の採用である。これまで特許審査を韓国知財庁（KIPO）に完全に委託してきたUAEが、自国民の審査官育成に足を踏み出した。民間企業での兼業を積極的に認める点はユニークで、関係省庁と連携して方針達成に取り組んでいる。また、ウェブサイト上の知的財産権の侵害を監視し、違反者を即座にブロックする「インスタブロック」と呼ばれる取り組みでは、エンターテインメント、スポーツ、芸術関連のコンテンツを制作配信する大手メディアプラットフォーム上のコンテンツの著作権を侵害するウェブサイトを2024年に1,117件ブロックして実績を上げている¹⁰。

(3) サウジアラビアの知的財産体制の強化

① 国家知財戦略の策定

サウジアラビアは2022年12月、国王と皇太子の名の下に国家知的財産戦略を公表した¹¹。本戦略は、5カ年計画でサウジビジョン2030達成の一環である。4本柱（知的財産の創造・管理・商業化・保護）と12の戦略（人材育成・迅速かつ高品質な知財登録

6 中東知的財産ニュースレター Vol.61（2022年2月）

7 JETRO ビジネス短信（2022年12月23日、2023年7月19日）

8 JETRO ビジネス短信（2023年8月3日）

9 JETRO ビジネス短信（2024年2月19日）

10 JETRO ビジネス短信（2024年6月3日）

11 JETRO ビジネス短信（2023年4月14日）

の確立など) から成る。2028年までに出願・発明者数の倍増など、具体的なKPIも設定されている。

② SAIPの国際調査・予備審査機関の任命

SAIPは2023年7月10日、スイスのジュネーブで開催されたWIPOの加盟国総会で、PCTの国際調査・予備審査機関 (ISA/IPEA) に任命された¹²。中東地域の知財機関では、トルコ、イスラエル、エジプトに続き4番目となる。SAIPは、特許審査官の採用や研修の実施、品質基準と電子システムの開発など準備を進めている。

③ 意匠に関する法改正

SAIPは2023年9月25日付で意匠法を改正した¹³。主な改正として、(i) 意匠の国際登録制度であるハーグ協定とWIPOの定義を追加、(ii) 保護期間を出願日から10年から15年に延長、(iii) ハーグ協定に基づく国際意匠出願が国内登録と同等と見なされることを保証する規定を追加した。同規定は同年10月3日付で発効している。サウジアラビアは現在、ハーグ協定加入の準備を進めている。

④ 商標出願について新たな拒絶手続きを導入

SAIPは2024年4月14日、商標に関する手続きを改正し、商標出願が拒絶された場合の10日以内に補正期間を廃止し、不服申し立てに一本化した¹⁴。

⑤ 検察で知的財産部門を設置

サウジアラビア検察当局は2024年2月14日、検察に知的財産部門を設置することを承認した¹⁵。サウジアラビアの国家戦略「ビジョン2030」の目標達成に貢献し、知的財産権侵害に対する迅速な司法の実現に向けた取り組みを強化する狙いがある。

(4) カタールの国際協調

① GCC統一商標法採用

カタールは2023年6月18日、GCC統一商標法を採用する2023年政令第56号を公布し、同年8月10日に施行した¹⁶。GCC統一商標法は、単一の権利ではなく、あくまでGCC6カ国の商標法の基本骨格をそそえることを目的としており、各国は同法に基づき商標法を制定している。GCC6カ国の中で残すはUAEのみとなった。UAEは2022年1月に商標法を改正してGCC統一商標法と一部類似する規定を導入しているが採用していない。

② マドリッド協定議定書加入

カタールは2024年5月3日、マドリッド協定議定書への加入書をWIPOに寄託した。カタールは115番目のメンバーで、131番目の加盟国となった。同協定の発効日は8月3日である。GCC6カ国で同協定に加盟している国は、オマーン、バーレーン、UAE、カタールの4カ国となった。

4. アフリカの知財制度トピック

(1) アフリカ大陸自由貿易圏 (AfCFTA) 知財章

物品やサービスの単一市場の創設や、人の移動促進を目的とするアフリカ大陸自由貿易圏 (AfCFTA: African Continental Free Trade Area) では、フェーズ2として知的財産章が規定されている。同章の議定書は2023年2月の第36回AU総会で採択された。知財章は、前文・7部・42条で構成される。議定書の22番目の批准書の寄託から30日後に発効するが (第34条)、現在、附属書が交渉中で発効は未定である。

議定書には、新広域知財庁 (AfCFTA知的財産庁) の設置や (第31条)、遺伝資源などの出所開示

12 JETRO ビジネス短信 (2023年7月19日)

13 中東知的財産ニュースレター Vol.84 (2024年5月)

14 中東知的財産ニュースレター Vol.84 (2024年5月)

15 サウジガゼット (2024年2月14日) <https://saudigazette.com.sa/article/640425/SAUDI-ARABIA/Public-Prosecution-gets-intellectual-property-wing>

16 JETRO ビジネス短信 (2023年7月27日)。なお、同記事では、現地法律事務所の情報に基づき、UAEはGCC統一商標法をすでに採用していることを前提としているが、2024年7月7日現在で未採用である。

要件・政府からの事前許可・利益配分（第18～第20条）などが規定される。AfCFTA 知的財産庁は、「既存の及び新たに設立される国内、地域及び国際的な知的財産権機関を認め協力する」ことが条約に明記されているため、各国の知財庁や広域知財庁のOAPIやARIPOと共存する形で設立される。既存の知財庁との協力の形態や、新知財庁の統治・管理構造、構成、機能及び法的地位は附属書で詳述される予定である。

(2) 南アフリカでの特許出願件数急増

南アフリカでは、特許出願件数が急増している（2020年：6,618件、2021年：1万960件、2022年：1万3,990件）。外国出願が9割程度を占め、特に増加しているのは特に中国からの出願である（2020年：732件、2021年：2,987件、2022年：5,762件）。現地法律事務所によれば、南アフリカでは特許は方式審査のみで容易に特許が取得できるため、費用補助目的の制度濫用が一因であることが指摘されている。南アフリカの知財庁に当たる企業・知的財産委員会（CIPC）は急増への対策として、2023年4月以降、新規性・進歩性を有することを示す書面（PCT国内移行出願の見解書もしくは予備審査報告又は外国審査機関の審査報告書）の提出を出願人に求める運用を開始した。

なお、2018年5月の「南アフリカ政府知財ポリシー（フェーズ1）」で掲げられた特許の実体審査は2024年7月現在、依然として導入されていない。実体審査の導入が規定されている改正特許法の施行時期も未定である。

(3) エジプトの国家知的財産戦略の策定

エジプトは2022年9月21日に国家知的財産戦略をシシ大統領隣席の公式祝典で発表した。戦略的目標として、①知的財産に関わる組織構造のガバナンス、②知的財産のための法的環境の形成、③SDGsの達成に向けた知財の経済的利益の最適化、④エジプト社会での知的財産の意識向上を掲げる。

特に、戦略の中で掲げられているエジプト知的財産機関（EAIP）の設立が目玉である。新機関は2024年8月7日までの設立が規定されているが、首相の承認を得ることを条件として6カ月まで期限を延期可能である（2023年法律第163号）。エジプトでは現在、知財に関連する機関は政府内で分かれているが、EAIPの設立により知財に関する機能を統合する。

5. 模倣品問題

(1) 中東・アフリカ地域への模倣品ルート

世界税関機構（WCO）の不正貿易報告書2023年版によると、模倣品の仕出元は中国などアジア太平洋地域が最多で様々な地域に拡散している¹⁷。2022年版によれば、中東アフリカ地域への流入も見られる。2019年版では、特に貨物の物量が圧倒的なUAEが経由地となっていることが指摘されている。米国スペシャル301条レポート2024年版では、中東地域では特にトルコが模倣品や海賊版の重要な供給源で中継地と指摘される。現地法律事務所によれば、アフリカには中国から直接模倣品が流入するルートも多い。

(2) 模倣品対策の課題

当地の模倣品対策の課題として、低所得者層による模倣品の根強い需要がある。模倣品が各地の国内にいったん拡散すると対策が困難となるため、可能な限り上流の製造国や水際での対策が重要とされる。日本企業からは各国の執行当局への対応強化を求める声がある一方で、特に各地の税関からは、商標の未登録や更新漏れが目立つという指摘がしばしばなされる。当局が摘発した模倣品が少量の場合、費用対効果の面から対応しない選択をする日本企業が少なくない。現地の法律事務所によれば、未対応が続く企業については税関は取り締まりの対象外とする可能性があるため、長期的な視野で定期的に対応することが望ましいという。

17 WCO, Illicit Trade Report 2023 (2024年6月26日)

(3) 差止め・摘発の現状

WCOの不正貿易報告書2019年版によると、中東での税関差止め件数は全体の約4.2%であるのに対して、差止点数は約46%と取り締まりは大口が目立つ。他方で、アフリカでの税関差止めはほとんど見られない。実際、特にアフリカでは費用対効果の面から模倣品被害の実態をつかみ切れていない日本企業も多い。

(4) ドバイのジェベルアリフリーゾーン

世界最大級の国際貿易の拠点で倉庫や工場が立ち並ぶ保護区域であるドバイのジェベルアリフリーゾーンは、特に第三者の立ち入りが困難で模倣品の摘発が困難であることが長年指摘されている。JETROが2022年2月に実施した日本招へい時に実施した公開セミナーや意見交換の中で、UAE知財協会やUAE執行当局（ドバイ税関、ドバイ警察、ドバイ検察、シャルジャ警察）は、「適切な情報提供があれば、フリーゾーンを含め日本製品の模倣品には必ず対応する」と明言している。他方で、日本企業の権利者からは、そもそも手がかりとなるコンテナ情報や模倣品業者の情報をつかむことができないという声が多い。現地法律事務所によれば、模倣品の証拠を集めるには良い民間検査官を探し当てることが重要であるという。また、知財専門家の中には、ジェベルアリフリーゾーンでの差止めは現実的に困難であることから、実務的には中国など上流の仕出国の税関や仕向地での差止めを重視すべきという声もある。

(5) ケニアで輸入品の知的財産権の登録義務化

① 概要

ケニアでは国家的な課題となっている模倣品のまん延に対応すべく、ケニア模倣品対策機関（ACA）は、輸入品の知的財産権登録（Recordation）を義務付ける制度の運用を2023年の前半頃に開始した¹⁸。公式には、同年1月1日からの開始とされて

いるが、実際は当局の事務処理が追い付かず運用を延期していた。

登録は義務かつ有料、ケニア国外で登録された知的財産権も対象で、さらには未登録での輸入には罰則があるなど、各国の税関や模倣品対策機関の登録制度よりも厳格で特異な制度である。日本企業からは、模倣品対策の強化を期待する向きもある一方で、登録の範囲の不明確さや罰則の適用といった運用面のほか、新たなコスト負担や他国への同制度の波及などを懸念する声も挙がっている。

② 登録範囲

登録すべき知的財産権の範囲については、法令上、原材料は除く商品に関係するあらゆる知的財産権が対象として規定される（模倣品対策法第34条B）。全ての知的財産を登録することは現実的に不可能であるため、ACAが発行したガイドラインでは「知的財産権者は、1個の製品について登録された知的財産権全てをACAに登録することを義務付けられるわけではない」とするが、依然として登録範囲が曖昧である。ACA当局へのヒアリングによれば、ACAの検査官が模倣品を見分けやすいかどうかという観点で、まずは商標を登録し、商標としてはハウスマーク必須（別ブランドは要登録）、著名なファミリーネームを登録すれば最低限十分であるという回答を得ている。

③ 運用の現状

登録システムのAIMSは故障と復旧を繰り返しており、人員不足や手続きの遅れもあって実態は当局での登録が追い付いていない。申請から1年以上たっても登録が完了しないケースが日本企業から報告されている。ACAは2024年6月5日、システムを改修したAIMSのバージョン2.0をリリースした。ACAによれば、今後処理が改善される見込みであるという。2024年7月現在、知的財産権の登録が義務付けられている真正品が未登録の状態でケニアに輸入されても、輸入品の差止めや罰則の適用がなさ

18 JETRO ビジネス短信（2023年6月19日）

れたという事案は発生していない模様である。

④ 輸入許可制度

知的財産権登録制度の義務化と並行して、ACAは2023年1月1日から「輸入許可 (Import Permit)」制度を開始した¹⁹。輸入許可制度は、権利者からの知財登録が進まない一方で模倣品対策自体の先延ばしを避けるべく、知的財産権登録制度の枠組みを流用して実務的な妥協点を模索したものである。輸入者が提出する様式ACA2Bのうち、知的財産権関連項目以外の事項を登録する。

6. JETRO ドバイで提供する知財情報

(1) 中東IPG

世界中東に拠点を置く日系企業約30社が参加する「中東知的財産研究会 (中東IPG)」では、定期会合の他、中東アフリカの政府機関などとの協力関係を構築すべく、各種イベントを実施している。中東IPGには、中東に進出しており知的財産保護に取り組んでいる日系企業・団体・政府機関が参加可能である (問い合わせ先: dubai_ipr@jetro.go.jp)。

模倣品対策では、官民合同の国際知的財産権

フォーラム (IIPPF) 中東アフリカプロジェクトや現地知財団体とも連携している。2023年度は、サウジアラビアSAIPと税関の日本招へい (知財セミナー・模倣品対策セミナー) や、中東アフリカ各地の執行機関を対象としたオンライン真贋判定セミナーを計10回 (UAE税関、アブダビDED、カタールMOCI、ヨルダン税関、サウジアラビアSAIP、ケニアACA)、中東模倣品対策ウェビナー、パキスタン模倣品対策ウェビナー、エジプト警察とのオンライン意見交換を実施した。

(2) 知財情報・相談

JETRO ドバイでは、中東・アフリカ地域の知財ニュースレターをそれぞれ年10回程度発行している。購読料は無料である。重要なニュースは、JETRO ビジネス短信などで別途発信している。各国の知財制度・模倣品関連の調査研究もJETRO ドバイのウェブサイトで公開している。本稿では紙幅の関係で具体的な引用先を明示していない情報も掲載している。また、中東・アフリカ地域の知財制度・運用に関する日本企業からの相談に対して、契約する現地法律事務所と協力して回答している。

19 JETRO ビジネス短信 (2023年3月6日、5月9日)